

## 申請要項の概要

施設名	「堺市原池公園野球場」			
項目				
<b>I 施設設置目的・II 事業内容に関する事項</b>				
① 対象施設の名称・場所 P.1	原池公園野球場：中区平井地内 開所日 令和2年（2020年）4月1日（予定） （ただし、令和2年（2020年）3月下旬にオープニングイベントを開催予定）			
② 指定管理者が行う業務 P.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込の受付等</li> <li>・堺市スポーツ施設情報システム</li> <li>・利用料金の収受</li> <li>・人員の配置等</li> <li>・施設利用案内等</li> <li>・苦情・要望対応</li> <li>・その他使用料等の徴収</li> <li>・施設等の維持管理に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> <li>・開所準備に関する業務</li> </ul>			
③ 管理の基本的な考え方 P.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的に基づく管理</li> <li>・個人情報保護の徹底、情報公開</li> <li>・公正、公平な管理</li> <li>・政治的行為等の禁止</li> <li>・利用者の人権を尊重したサービスの提供</li> <li>・法令遵守</li> <li>・効果的・効率的な管理運営による経費の縮減</li> <li>・利用者等の意見・ニーズを反映した、サービスの向上</li> <li>・施設設備の適正な維持管理</li> <li>・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持</li> <li>・植栽等の適正な持続、育成管理</li> </ul>			
④ 指定期間（予定） P.3	令和2年1月20日から令和3年3月31日まで（1年と72日間）。この期間は、市議会の議決を経て決定する。			
⑤ 自主事業 P.3	施設の利用促進、サービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。			
⑥ 管理経費等 P.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度（4月1日～3月31日（令和元年度は1月20日～3月31日）</li> <li>・管理運営業務に要する経費</li> <li>・指定管理料に含まれる経費（人件費・管理費）※修繕費については、精算する。</li> <li>・指定管理料の支払い時期</li> <li>・指定管理者の収入（指定管理料・利用料金・自主事業収入）</li> <li>・自主事業の実施に係る経費</li> <li>・自主事業収益の還元の取扱</li> <li>・経理事務</li> </ul>			
⑦ 利用料金等 P.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金制の採用</li> <li>・減免基準及び減免による減収分の補填なし</li> </ul>			
⑧ 管理の基準 P.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令等の遵守</li> <li>・開場時間及び休場日についての指定管理者からの提案、市長の承認</li> <li>・使用許可</li> <li>・守秘義務</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・情報公開</li> <li>・文書管理</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>・本市の施策との整合：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除、ネーミングライツ等事業者への協力</li> <li>・市政への協力：男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策への積極的な協力</li> </ul>			
⑨ 事業計画書 P.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営方針</li> <li>・配置計画</li> <li>・研修計画</li> <li>・利用促進計画</li> <li>・モニタリング計画</li> <li>・自主事業計画</li> <li>・第三者への委託計画</li> <li>・緊急時対策</li> <li>・収支計画等</li> </ul>			
⑩ リスク分担 P.11	「堺市原池公園野球場指定管理者申請要項（資料編）」資料2「リスク分担表」のとおり。指定管理者の指定後に協議を実施			
⑪ 管理運営に伴う租税 P.11	管理運営に伴う租税の負担が生じた場合は、指定管理者が負担			
⑫ 保険加入 P.11	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入			
⑬ 第三者委託 P.12	管理業務の第三者委託の不可。ただし、資料3記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。			
⑭ 本市の指示等 P.12	<p>(1) 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。</p> <p>(2) (1)の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。</p>			
⑮ モニタリング等 P.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告。</li> <li>・報告に基づく、指定管理者への必要な指示・評価の実施</li> <li>・第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知）</li> </ul>			
⑯ 管理業務の報告 P.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度終了後の事業報告書の提出・公開</li> <li>・定期報告書の提出</li> <li>・緊急事態等の報告</li> </ul>			
⑰ 継続困難になった場合の措置 P.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。</li> <li>・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。</li> </ul>			
⑱ 引継ぎ等 P.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ</li> <li>・引継ぎ時の施設設備の原状回復</li> </ul>			
⑲ 管理運営業務に関する評価 P.14	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。			
<b>III 申請手続きに関する事項</b>				
① 申請及び選定のスケジュール P.14	質問の受付	令和元年7月22日(月)～24日(水)	書類審査・面接審査	令和元年9月下旬（予定）
	質問の回答	令和元年8月9日(金) 予定	選定結果の通知	令和元年10月中旬（予定）
	申請書類の受付	令和元年8月19日(月)～26日(月)	市議会による指定管理者の議決	令和元年12月（予定）
② 申請資格等 P.15	欠格事項に該当していないこと。			
③ 障害者雇用等 P.15	申請団体が申請要項記載の項目に該当する場合は、審査において、項目ごとに2点ずつ付与（上限6点）			
④ 欠格事項 ⑤選定対象除外 ⑥申請手順 P.17	「堺市原池公園野球場指定管理者申請要項」参照			
IV 提出書類に関する事項 P.18	「堺市原池公園野球場指定管理者申請要項（様式編）」参照			
<b>V 選定及び指定に関する事項</b>				
① 選定審査方法 P.20	資料2-1（選定審査方法）、資料2-2（面接審査）、資料3-4（選定基準 審査表）参照			
② 選定結果通知等 P.20	選定結果については、10月中旬を目途に文書で通知し、市HPで公表			
③ 指定管理者指定等 P.20	候補者の決定後、市議会（12月予定）で指定議案の議決を経て指定			
④ 協定に関する事項 P.21	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結			
V その他 ①注意事項 ②添付資料 P.21	申請要項参照			